

○財務省告示第二百五十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年八月二十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年九月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百二十九回、第三百三十回及び第三百三十二回）、利付国庫債券（二十年）（第六十七回及び第四百四十二回）及び利付国庫債券（三十年）（第九回）
二 発行の根拠の法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五 募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六 発行額	額面金額で五千四百九十億円 内訳（別表のとおり）

七 払込金額	八 最低額面金	九 振替単位	十 発行日	十一 発行価格	十二 利率 十三 経過利率 十四 払込み	十四 子利
五千八百二億七千九十三万	二千円	五万円	平成二十九年八月二十八日	発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額	$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$ <p>(別表のとおり)</p> <p>募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。</p>	$\frac{\text{各発行対象国債の額面金額} / \text{子利総額} \times \text{各発行対象国債の利率} / \text{子利総額} \times 100 \times \text{各発行期日の発行日} / \text{第十号に規定する発行期日} \times \text{各発行期日の発行日} / \text{第十号に規定する発行期日} \times \text{各発行期日の発行日} / \text{第十号に規定する発行期日}}{365}$
<p>第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その</p>						

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行金額 （額面金額）
利付国庫債券 （第十三年） （第九回）	○・八%	平成九年三月二十五日	三百七十八億
利付国庫債券 （第十三年） （第九回）	○・八%	平成九年三月二十五日	三百七十八億
利付国庫債券 （第十三年） （第九回）	○・六%	平成十年十二月二十五日	四千四百七十七億

（別表）

十八 元利金支 日本銀行
十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者
二十 払込期日 平成二十九年八月二十八日

十五 償還期限
十六 償還金額
十七 入札の基準とする
十八 各発行の対
十九 象国債の
二十 利回り

翌営業日に支払う（償還期限に
ついて同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times \text{各券の額面金額} \times \text{利率}}{100 \times 1 / 2}$$

（別表のとおり）
 額面金額百円につき百円
 銘柄毎の基準利回は、平成二十
 九年八月二十四日付で日本証
 券業協会が発表した公社債店
 頭売買参考統計値表に掲載さ
 れた平均値の単利利回り（平成
 二十九年八月二十四日午前九
 時以前に訂正された場合には、
 訂正後の当該単利利回り）とす
 る。

（（利 第三付 九十国 回年庫 ））債 券	（（利 回第二付 百十国 四年庫 ））債 券 二	（（利 第二付 六十国 十年庫 ））債 券 回
一 ・ 四 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %
十年平 日十成 二四 月十 二四	十年平 日十成 二四 月十 二四	日年平 三成 月三 二十六 十六
六 十 四 億 円	億二 円百 六 十 六	円百 四 十 五 億